

マイナ保険証に係る協会けんぽの 動向について

（資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバー下4桁）の
送付について）

1. 目的

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、本年12月2日から現行の健康保険証の発行を終了して、「マイナ保険証」を基本とする仕組みに移行します。

「マイナ保険証」は、医療機関・薬局において、直近の資格情報等を確認することができるとともに、医療情報の共有化により、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となります。

こうした仕組みを実現するため、加入者様に安心してマイナ保険証をご利用いただくため、加入者様が加入者資格を簡易に把握して、円滑な健康保険の手続きを可能とするための資格情報のお知らせと併せて、加入者情報（マイナンバーの下4桁）をお知らせして、マイナンバーの紐づけに誤りがないか確認を行います。

なお、資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバー下4桁）については、加入者様に確実かつ効率的に送付するため、事業主を経由した送付により実施します。

2. 対象者、送付時期等

送付対象者及び送付時期等については以下のとおりです。

送付対象者	加入者全員 ※健康保険法第3条第2項に規定される日雇特例被保険者及びその被扶養者を除く
送付時期	1回目 令和6年9月9日（月）～令和6年9月30日（月） 2回目 令和7年1月22日（水）～令和7年2月3日（月） * 1回目の対象者データ抽出日から令和6年11月29日（金）までに新規資格取得した対象者（データ抽出時点の現存者。事業所の管轄外所在地変更により事業所記号が変わった場合も含む。）
送付方法	一般加入者 ：個人別に封入 > 事業主経由での送付 * 特定記録郵便。封筒または箱に梱包し送付します。 * 送付方法については、5ページのとおり。

3. 資格情報のお知らせ及び加入者情報（マイナンバー下4桁）の内容

送付する資格情報のお知らせと加入者情報（マイナンバー下4桁）の内容は以下のとおりです。
なお、説明のチラシとマイナ保険証促進チラシを同封します。

資格基本情報	<ul style="list-style-type: none">■協会システムで保有している以下の資格基本情報をお知らせします。■記載内容は以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">・記号番号枝番・氏名フリガナ・生年月日・負担割合・資格取得年月日・保険者名
マイナンバー（下4桁）のお知らせ（確認）	<ul style="list-style-type: none">■マイナンバーの確認結果に基づき、送付物を以下の区分に分類して、個人番号（下4桁）をお知らせ（確認）します。<ul style="list-style-type: none">・5情報に不一致がない者、不一致があったものの保険者で確認済みの者・5情報の一部不一致があったもののリスクが低いと判断した者 <p>なお、マイナンバーが未提出の者等については、個人番号の提出を依頼します。（マイナンバーの下4桁は記載しません。）</p>
資格情報のお知らせ	<ul style="list-style-type: none">■マイナ保険証で受診することができず、マイナポータルの資格情報画面を提示できない場合に、マイナンバーカードと併せてご利用いただくとともに、加入者資格を把握して円滑な健康保険の諸手続きを可能とするため、資格情報をお知らせします。■記載内容は以下のとおり。<ul style="list-style-type: none">・記号番号枝番・氏名フリガナ・生年月日・資格取得年月日・保険者番号・保険者名 <p>*切り取ってご利用いただきます。</p>

【送付物イメージ】



1 マイナンバーの下4桁が記載されています。

医療保険のデータベースに登録されてるマイナンバーの下4桁を表示しており、ご確認いただけます。

※マイナンバーの未提出等により、当協会が正確なマイナンバーが把握できていない場合、記載しておりません。

2 資格情報のお知らせです。

令和6年12月から以下の場合に使用できます。
点線で切り取って大切に保管ください。

給付金等の申請に！

- 健康保険の各種給付金等の申請に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

医療機関等の受診時に！

- オンライン資格確認システム※を導入していない医療機関や健診機関等でもマイナ保険証と併せて受診できます。

※ 健康保険の資格情報等が確認できるシステム

※マイナンバーの紐づけができていない方については、マイナンバーの下4桁は記載がありません。マイナンバーの提出をお願いするため、申出書を同封します。

【封入封緘、発送イメージ図（事業所宛）】

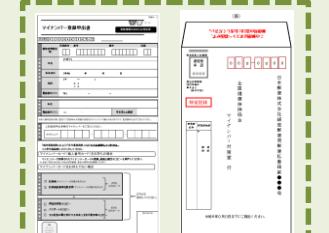
被保険者、被扶養者個人ごとに作成及び封入・封緘



被保険者A



被扶養者A-1



※マイナンバーの紐づけができる
でない方のみ同封。



被保険者B



被扶養者B-1



被扶養者B-2



被保険者C



被扶養者C-1



被扶養者C-2



被扶養者C-3

【封筒】



- 予定サイズ（最大）
高さ49cm、幅32cm、マチ12cm
- 封入されている通数
約150人分（最大）

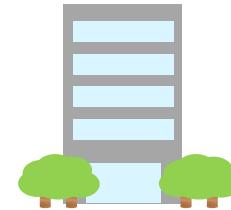
【箱】



または

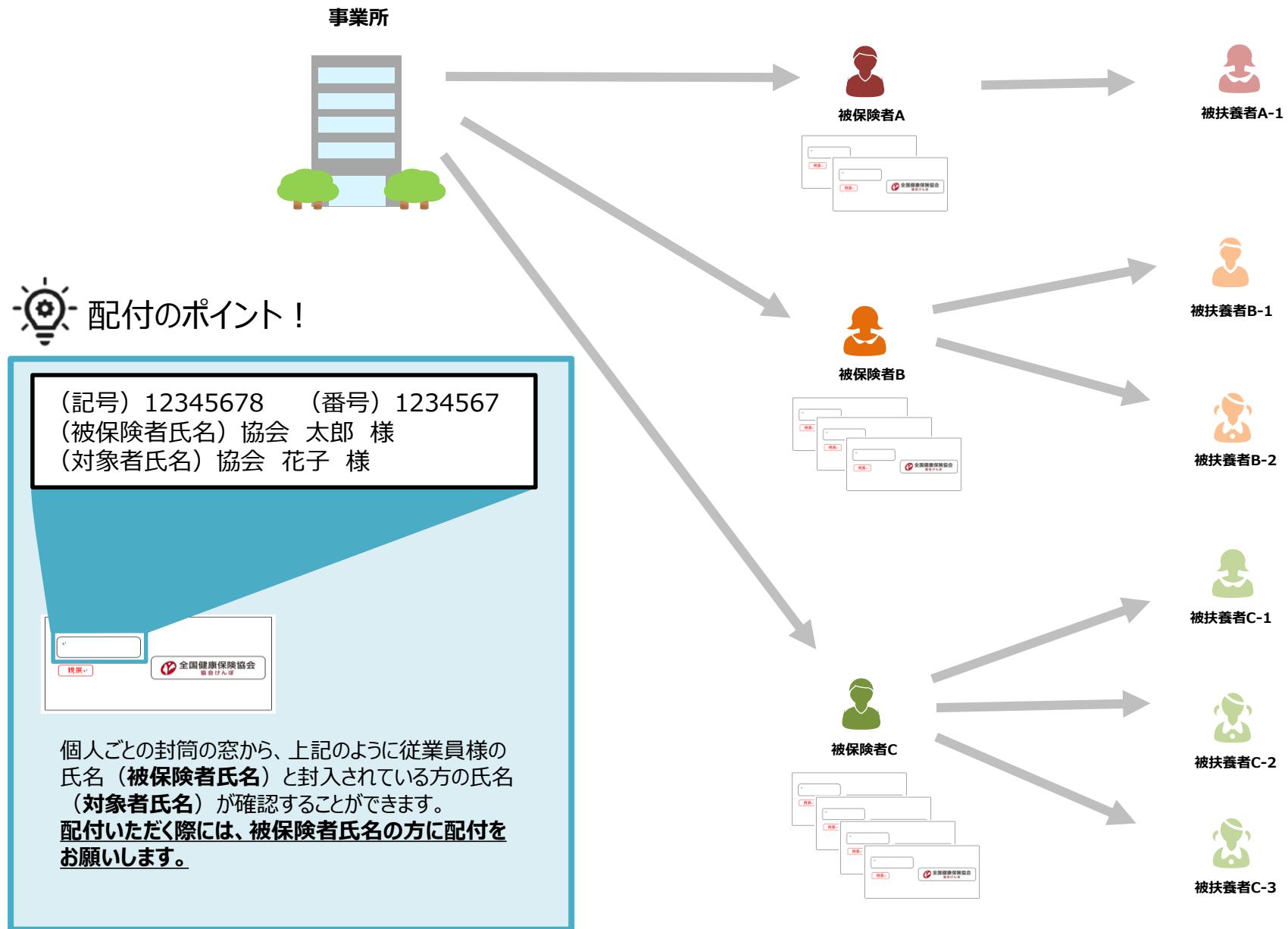
- 予定サイズ（最大）
長さ36cm、幅25cm、深さ12cm
- 梱包されている通数
約150人分（最大）

事業所



(※) 配付方法は6ページのとおりです。

【配付方法イメージ図（事業所）】



【参考1】マイナンバーカードと保険証の一体化後の保険医療機関等の受診方法

No.	受診方法	使用可能機関	有効期限
①	健康保険証	全ての医療機関で使用可能	R7.12.1までの経過措置期間終了を以て使用不可
②	マイナ保険証	オンライン資格確認が可能な医療機関のみ使用可能	無
③	資格確認書	全ての医療機関で使用可能	最大で5年
④	マイナポータル（スマホ） + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※医療機関で受診する際にはマイナ保険証によるオンライン資格確認が原則だが、オンライン資格確認不可の医療機関や、停電、ICチップ破損等有事の際には、スマホで資格情報画面を表示し、マイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（スマホのみでの受診は不可）	無
⑤	マイナポータル（PDF） + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースで、マイナポータルから自身のスマホ等の端末にPDF形式で医療保険の資格情報を保存し、保存した資格情報をマイナンバーカードと共に提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のPDFのみでの受診は不可）	無
⑥	資格情報のお知らせ + マイナンバーカード	全ての医療機関で使用可能 ※④のケースでスマホ画面での表示が原則だが、スマホ対応が困難な方は資格情報のお知らせとマイナンバーカードを提示することで医療機関の受診が可能。（資格情報のお知らせのみでの受診は不可）	無